

のれんの会計処理に関する一考察

池 田 健 一

I はじめに

わが国は、2006年4月1日以降に開始する事業年度から「企業結合に係る会計基準」を適用している。これまでわが国には企業結合の全体を首尾一貫してカバーするような体系的な会計基準がなく、現物出資説（パーチェス法に対応）と人格合一説（持分プーリング法に対応）の間での任意選択が許容されているなどさまざまな問題点が指摘されていた⁽¹⁾。

新基準の導入により、わが国の企業結合の会計処理について顕著な進展が見られたが、まだ、アメリカ基準や国際財務報告基準（IFRS）との間に大きな差異が残されており、いくつかの論点をめぐって現在も議論が続けられている状況にある。

そこで本論文は、アメリカにおけるのれんの会計処理を設例をもとに具体的に検討するとともに、わが国の新基準との比較を行う。続いて、のれんの会計処理に関するアメリカ基準（およびIFRS）とわが国の基準を会計理論および実証研究による知見をふまえて考察することにした。

II 企業結合時におけるのれんおよびその他の無形資産の会計処理

財務会計基準書141（SFAS141）は、持分プーリング法を廃止してすべての企業結合にパーチェス法を適用することを義務づけている。以下では、

(1) 例えば、池田 [1997] を参照されたい。

Mard et al. [2002] に示された数値例に基づいて作成した設例をもとにアメリカにおける企業結合の会計手続きの検討を行うことにしたい。なお、この設例はアメリカの会計基準による連結財務諸表を作成している日本企業にも該当することに留意されたい。

(1) 設例 1

P 社は20X1年12月31日に吸収合併により S 社の資産を取得し、負債を引き継いだ。その際、現金 \$ 150,000,000 を対価として支払った⁽²⁾。S 社の諸資産と諸負債の公正価値は図表 1 のとおりであった。また、S 社の無形資産の公正価値は図表 2 のとおりである。

図表 1 S 社の資産・負債のデータ

	簿 価	公正価値
現 金	\$ 1,500,000	\$ 1,500,000
有価証券	4,000,000	8,000,000
売 掛 金	17,000,000	17,000,000
棚卸資産	12,000,000	12,000,000
前払費用	3,000,000	3,000,000
土地および建物	10,000,000	22,000,000
機械装置	15,000,000	19,000,000
創立費・その他無形資産	5,000,000	0
資産合計	\$ 67,500,000	\$ 82,500,000
流動負債	\$ 25,000,000	\$ 25,000,000
固定負債(1年以内満期)	4,000,000	4,000,000
固定負債	30,000,000	30,000,000
負債合計	\$ 59,000,000	\$ 59,000,000

図表 2 S 社の無形資産 (公正価値)

ソフトウェア	\$ 7,070,000
テクノロジー	13,500,000
仕掛中の研究開発	4,330,000
商 号	23,760,000
顧客関係	6,490,000
労 働 力	1,790,000
競争制限協定	9,300,000

(2) 吸収合併の場合、対価は一般的に株式であるが、この設例では簡便化のため現金としている。なお、Mard et al. [2002] では、非公開会社の資産の取得として例示されている。

この企業結合について、P社が行う仕訳は次のとおりである。なお、図表1の資産合計（公正価値）を諸資産、負債合計（公正価値）を諸負債として一括して会計処理している。

(借)諸資産	82,500,000	(貸)現金	150,000,000
(ク)ソフトウェア	7,070,000	(ク)諸負債	59,000,000
(ク)テクノロジー	13,500,000		
(ク)仕掛中の研究開発	4,330,000		
(ク)商号	23,760,000		
(ク)顧客関係	6,490,000		
(ク)競争制限協定	9,300,000		
(ク)のれん	62,050,000		

この会計処理のポイントは、次のとおりである。

- ① S社の無形資産（図表2）のうち仕掛中の研究開発（In-process research and development）は費用として処理し、労働力（Assembled workforce）はのれんに含めて処理する。
- ② のれん（\$62,050,000）は、支払った現金にS社の諸負債の公正価値を加算した修正後購入価額（adjusted purchase price）から諸資産と無形資産の公正価値を控除した差額として算出される。

設例1で示されているように、SFAS141は、企業結合時の対価と被買収会社S社の純資産との差額をすべてのれんとするのではなく、その差額から識別可能無形資産の公正価値を控除した残額だけをのれんとして計上するように規定している。

SFAS141は無形資産の計上要件として、a. 契約・法的規準を満たすものと b. 分離可能規準を満たすもの、の2つをあげており（図表3参照）、いずれ

かの要件に該当する場合はのれんと区別して資産計上し、どちらにも該当しない場合のみ、のれんに含めて処理する。

図表 3 無形資産の種類

区 分	項 目
マーケティング関連の無形資産	(i) 商標、商号、(ii) サービスマーク、団体マーク、証明商標、(iii) 商品包装 (ユニークな色、形、パッケージデザイン)、(iv) 新聞の題字、(v) インターネットのドメイン名、(vi) 競争制限協定
顧客関連の無形資産	(i) ※顧客リスト、(ii) 受注または生産残高、(iii) 顧客契約および顧客関係、(iv) ※契約に基づかない顧客関係
芸術関連の無形資産	(i) 演劇、オペラ、バレエ、(ii) 書籍、雑誌、新聞、その他の著作物、(iii) 作曲、作詞、コマーシャルソング等の音楽著作権、(iv) 絵や写真、(v) 映像および音響作品 (映画、音楽ビデオ、TV 番組を含む)
契約に基づく無形資産	(i) ライセンス、ロイヤリティ、据え置き契約、(ii) 広告、請負建設、管理、サービスまたは商品納入契約、(iii) リース契約、(iv) 建設許認可、(v) フランチャイズ契約、(vi) 事業権および放映権、(vii) 使用权 (掘削、水資源、大気、鉱物資源、森林伐採など)、(viii) サービス契約 (抵当サービス契約など)、(ix) 雇用契約
技術に基づく無形資産	(i) 特許化された技術、(ii) コンピュータ・ソフトウェアとネットワーク、(iii) ※特許化されていない技術、(iv) ※データベース (権原証明書類など)、(v) 企業秘密 (秘密の製法、プロセス、処方など)

※の項目：分離可能規準を満たすもの

無印の項目：契約・法的規準を満たすもの

(出所) SFAS141 Appendix Apara. A14 をもとに作成。

設例 1 の図表 2 に示される無形資産の評価アプローチ (評価方法) は図表 4 にしたがって行われている。

図表4 無形資産の種類と評価アプローチ

資 産	種 類	評価アプローチ（評価方法）
ソフトウェア	技術に基づく無形資産	コストアプローチ
顧客関係	顧客関連の無形資産	コストアプローチ
労働力	のれん	コストアプローチ
労働制限協定	契約に基づく無形資産	インカムアプローチ
テクノロジー	技術に基づく無形資産	インカムアプローチ
仕掛中の研究開発	技術に基づく無形資産	インカムアプローチ
商号	マーケティング関連の無形資産	インカムアプローチ
のれん	N/A	差額

（出所）Mard et al. [2002], pp.42-43.

（2）わが国における会計処理

わが国は、企業結合の会計処理についてパーチェス法と持分プーリング法の2つの会計処理方法を認めているが、稀な場合を除いてパーチェス法が適用される⁽³⁾。

ところでわが国では、2007年2月現在、無形資産に関する会計基準が存在しないため、「企業結合に係る会計基準」の中に次のような規定がおかれている。すなわち、「取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産に配分することができる」（基準三2.(3)）。

これにより、設例1のようなケースについて、わが国もアメリカと同じ会計処理が可能であることになる。また、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」は、無形資産の独立した価額が合理的に算定で

(3) 持分プーリング法が適用されるのは、「①企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること」、「②結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと」、「③議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと」という3つの要件をすべて満たす必要がある（「企業結合に係る会計基準」三・1(1)）。

きる場合を示し（図表5を参照），該当する場合には原則として取得価額を識別可能資産となる無形資産に配分することを求めている（56項）。

図表5 わが国適用指針における無形資産の認識要件

認識要件を満たすもの	法律上の権利	特定の法律に基づく知的財産権（知的所有権）等の権利	特許権，実用新案権，商標権，意匠権，著作権，半導体集積回路配置，営業上の機密事項，植物の新品種，等
		独立第三者と締結した契約に基づく権利で未履行のもの	業務委託契約，請負契約，施設利用契約，商品売買契約，フランチャイズ契約，等
	分離して譲渡可能なもの（法律上の権利以外の例）		<ul style="list-style-type: none"> ・顧客リスト（法律や契約により譲渡等が禁じられている場合を除く） ・特許で保護されていない技術 ・データベース，等
	認識要件を満たさないものの例（企業または事業から分離が困難⇒のれんを構成する）		<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の裏付のない超過収益力 ・労働力の相乗効果（リーダーシップ，チームワーク） ・コーポレートブランド

（出所）デロイトトーマツ FAS 総編 [2006]，55頁

したがって，わが国でも無形資産の認識は無条件に任意ではなく，買収調査等の段階で判明している場合には無形資産に配分する必要があり，事前に算定できなかった場合には会社の任意で無形資産への配分を行うかを判断するという理解が適切であるとされている⁽⁴⁾。

ところで，のれんの計上はこれまで主に現金買収に限られていたが，新基準では株式を買収対価とする株式交換，株式移転，合併でも原則として発生

(4) デロイトトーマツ FAS 株式会社編 [2006]，55-56 頁。なお，わが国の事業買収の会計処理実務では，買収にあたり無形資産が計上されることはまれであるという（辻山 [2003]，142 頁）。したがってわが国の企業がこの適用指針にしたがっていない場合は，適用指針にしたがって会計処理を行った場合よりも企業結合時に計上されるのれんの額が大きくなる恐れが高い。なお，アメリカでも SFAS141 および SFAS142 が適用される前は，企業結合時の対価と被買収会社の純資産との差額をすべてのれんに計上していたため，大型の M&A を行った企業のバランスシートに最大で総資産の 7 割にも及ぶ巨額ののれんが計上されるケースがあり問題とされていた。

するようになっている。

Ⅲ のれんの減損の認識と測定

企業結合によって記録されたのれんは、無期限の耐用年数を持つものと認識され、償却してはならないとされる。したがって、のれんについてはSFAS142に基づく減損テストのみが行われる。

以下では、Mard et al. [2002] に示された数値例に基づいて作成した設例をもとにアメリカにおけるのれんの減損の会計手続きの検討を行うことにしたい。なお、アメリカ基準を適用する日本企業も同様の会計手続きを行っているものと考えられる。

(1) 設例 2

(設例 1 の続き) P 社が S 社を吸収合併した 1 年後の 20X2 年 12 月 31 日に、のれんの減損の兆候が見られたので、P 社はのれんの減損テストを行った。S 社は P 社の部門の 1 つを構成しており、減損テストを行う場合、1 つのレポーティング・ユニットとされる。

ここでレポーティング・ユニットとは、SFAS131 号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示」第 10 項で定義される事業セグメントまたは事業セグメントの一つ低いレベル（構成要素）をいう。

図表 6 は減損テスト時点におけるレポーティング・ユニット（旧 S 社）の諸資産と諸負債および無形資産の帳簿価額と公正価値を示している。

図表 6 レポートिंगユニット (旧S社) の資産・負債

	繰越価額	公正価値
	12/31/02	12/31/02
現金	\$ 2,850,000	\$ 2,850,000
有価証券	7,000,000	7,300,000
売掛金	13,000,000	13,000,000
棚卸資産	10,500,000	10,500,000
前払費用	2,500,000	2,500,000
土地および建物	21,687,000	23,000,000
機械装置 (純額)	16,216,000	19,000,000
ソフトウェア	5,300,000	7,810,000
テクノロジー	10,120,000	5,990,000
仕掛中の研究開発	0	2,350,000
商号	23,760,000	18,450,000
顧客関係	5,190,000	5,820,000
競争制限協定	7,440,000	5,000,000
のれん	62,050,000	
資産合計	\$ 187,613,000	
流動負債	\$ 20,000,000	\$ 20,000,000
負債合計	\$ 20,000,000	\$ 20,000,000

のれんの減損は、次の2つの手順で行われる。まず、レポートिंग・ユニットの公正価値をのれんを含むレポートिंग・ユニットの帳簿価額と比較する。設例2では、レポートिंग・ユニットの公正価値を割引キャッシュ・フロー法を用いて\$ 143,000,000と見積もっている(図表7～図表9を参照)。これに対し、レポートिंग・ユニットの帳簿価額は、図表6より\$ 167,613,000となる。

図表7 キャッシュ・フローの見積りに用いられる主要な仮定

-
- ・2002年12月31日時点で、売上は2002年の\$56,000,000から2003年の\$58,800,000まで5%の成長になると予測される。その後、2004年の\$64,680及び2005年の\$71,148は各10%成長し、2006年、2007年はそれぞれ8%、7%成長するが、2008年以降は5%の成長が見込まれている。
 - ・売上高営業利益率（償却前）は2003年に27.5%に下落すると予測される。売上原価率は2003年に42%、2004年に41%、2005年に40%、2006年以降は39%と予測されている。一方、営業比率は2003年に30.5%、2004年と2005年に30%、2006年以降は29%と予測されている。
 - ・運転資本の必要額（負債を除く）は売上の15%と予測される。
 - ・資本的支出は純売上の1%と予測される。
 - ・無形資産の償却は内国歳入法第197条に基づき、15年にわたって行われる。償却費はタックスシールドとして機能し、キャッシュ・フローに足し戻される。毎期の償却費は\$8,433,000（\$126,500,000÷15[千ドル未満四捨五入]）。
 - ・実効税率は40%。
 - ・2012年以降の残存継続成長率は5%と予測される。
-

この結果、レポーティング・ユニットの帳簿価額>レポーティング・ユニットの公正価値であることから、減損が実際に発生しているかどうかを見極めるために2つ目のステップに進む必要がある。

2つ目のステップでは、のれんの公正価値（implied value of goodwill）を計算し、それをのれんの帳簿価額と比較する。ここで、のれんの公正価値は、レポーティング・ユニットの公正価値\$143,000,000に諸負債\$20,000,000を加えた額から諸資産の公正価値\$78,150,000と無形資産の公正価値の合計\$45,420,000を控除して計算する。

したがって、のれんの公正価値は\$39,430,000となり、これをのれんの帳簿価額\$62,050,000と比較すると、のれんの帳簿価額>のれんの公正価値となるため、のれんの減損が生じていると判断され、のれんの減損損失\$22,620,000を計上する。

なお、設例2では、のれんのほかにテクノロジーと商号にもそれぞれ\$4,130,000と\$5,310,000の減損が生じている（図表6を参照）。このため、これらをまとめて次のような仕訳を行う⁶⁾。

図表8 レポーターイングユニット 2002年12月31日の仮定（\$'000s）

	予 測										
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
1. 売上											
売上成長率		5.0%	10.0%	10.0%	8.0%	7.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
売上高	\$55,000	\$58,800	\$64,680	\$71,148	\$76,840	\$82,219	\$86,330	\$90,646	\$95,178	\$99,937	\$104,934
2. 費用											
売上原価	\$23,520	\$24,696	\$26,519	\$28,459	\$29,968	\$32,065	\$33,669	\$35,352	\$37,120	\$38,976	\$40,924
売上原価率	42.0%	42.0%	41.0%	40.0%	39.0%	39.0%	39.0%	39.0%	39.0%	39.0%	39.0%
営業費	\$17,360	\$17,934	\$19,404	\$21,344	\$22,284	\$23,843	\$25,036	\$26,287	\$27,602	\$28,982	\$30,431
営業費率	31.0%	30.5%	30.0%	30.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%
減価償却費 (加速償却法)	\$3,123	\$3,112	\$5,162	\$3,927	\$3,060	\$2,455	\$2,529	\$2,607	\$1,819	\$1,016	\$1,049
その他収益 (費用), 純額	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. キャッシュフロー											
資本的支出		\$588	\$647	\$711	\$768	\$822	\$863	\$906	\$952	\$999	\$1,049
資本的支出率		1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
見積売上運転資本率		15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
見積運転資本 (公正価値)	\$16,150	\$8,820	\$9,702	\$10,672	\$11,526	\$12,333	\$12,949	\$13,597	\$14,277	\$14,991	\$15,740
見積運転資本所要増加額		(7,330)	882	970	884	807	617	647	680	714	750
4. その他											
実効税率	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
要求リターン率	16.0%										
年間無形資産償却額 (税引前)	\$8,433										

(出所) Mard et al. [2002], p94.

図表9 レポーターティングユニット 2002年12月31日のキャッシュフロー予測 (\$'000s)

実績																						
	2002年		2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年	
売上高成長率			5.0%	10.0%	10.0%	8.0%	7.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
売上高	\$55,000	\$58,800	\$64,680	\$71,148	\$76,840	\$82,219	\$86,330	\$90,646	\$95,178	\$99,937	\$104,934											
売上原価	23,520	24,686	26,519	28,459	29,968	32,065	33,669	35,352	37,120	38,976	40,924											
売上総利益	32,480	34,104	38,161	42,689	46,872	50,154	52,661	55,294	58,058	60,961	64,010											
営業費	17,360	17,934	19,404	21,344	22,284	23,843	25,036	26,287	27,602	28,962	30,431											
減価償却費 (加速償却法)	3,123	3,112	5,162	3,927	3,060	2,456	2,529	2,607	2,607	1,819	1,049											
無形資産償却費	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433											
営業費用合計	28,916	29,479	32,999	33,704	33,777	34,732	35,998	37,327	37,854	38,431	39,913											
課税所得	3,564	4,625	5,162	8,985	13,085	15,422	16,663	17,967	20,204	22,530	24,097											
法人税	1,426	1,850	2,065	3,594	5,238	6,169	6,665	7,187	8,082	9,012	9,639											
純利益	\$ 2,138	\$ 2,775	\$ 3,097	\$ 5,391	\$ 7,857	\$ 9,253	\$ 9,998	\$ 10,780	\$ 12,122	\$ 13,518	\$ 14,458											
正味キャッシュフロー																						
純利益	\$ 2,775	\$ 3,097	\$ 5,391	\$ 7,857	\$ 9,253	\$ 9,998	\$ 10,780	\$ 12,122	\$ 13,518	\$ 14,458												
資本的支出	(588)	(647)	(711)	(768)	(822)	(863)	(906)	(952)	(999)	(1,049)												
運転資本の増減	7,330	(882)	(970)	(854)	(807)	(617)	(647)	(680)	(714)	(750)												
減価償却費	3,112	5,162	3,927	3,060	2,456	2,529	2,607	2,607	1,819	1,049												
無形資産の償却費	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433												
正味キャッシュフロー	21,062	15,163	16,070	17,728	18,513	19,480	20,267	20,742	21,254	21,411												
現在価値係数 (割引率16%)	0.9285	0.8004	0.69	0.5948	0.5128	0.4421	0.3811	0.3285	0.2832	0.2441												
正味キャッシュフローの現在価値	\$ 19,556	\$ 12,137	\$ 11,088	\$ 10,545	\$ 9,494	\$ 8,612	\$ 7,724	\$ 6,814	\$ 6,019	\$ 5,405												
2012年のキャッシュフロー	\$ 22,141																					
控除：償却による税務上の便益	(3,373)																					
2012年の正味キャッシュフロー	\$ 18,768																					
2013年のキャッシュフロー (想定成長率5%)	\$ 19,706																					
残存価値の資本化率	11.00%																					
2013年の残存価値	\$ 179,149																					
現在価値係数	0.2441																					
残存公正価値	\$ 43,738																					
2003-2012年正味キャッシュフロー-現在価値	\$ 97,393																					
残存キャッシュフロー-正味現在価値	43,738																					
2013-2016年償却による税務上の便益 (PV)	2,304																					
公正価値 (四捨五入)	\$ 143,000																					

(出所) Mard et al. [2002], p95.

(借)減損損失	32,060,000	(貸)のれん	22,620,000
		(ク)テクノロジー	4,130,000
		(ク)商号	5,310,000

のれんの減損の認識と測定に関する会計処理のポイントは、下記のとおりである。

- ① 減損テストを実施する前提として、まず、減損テストの対象となるレポーティング・ユニットを決定する必要がある⁽⁶⁾。
- ② 資産、負債、企業結合により取得されたのれんを、それらが帰属する各レポーティング・ユニットに配分する必要がある。

(5) 設例2では、競争制限協定も帳簿価額7,440,000より公正価値5,000,000の方が低くなっている。しかし、競争制限協定に帰属する割引前正味キャッシュ・フローがその繰越価額を上回っているため、減損は生じていないと判断されている(下記の図表を参照)。

	事業からの割引前正味キャッシュ・フローの予測				
<u>SEAS144号減損テスト</u>	2003	2004	2005	2006	2007
競争がない場合	21,062	15,163	16,069	17,728	18,513
競争がある場合	20,538	14,530	15,310	16,833	17,547
競争制限の帰属部分	\$ 524	\$ 633	\$ 759	\$ 895	\$ 966
<u>SFAS144号減損テスト</u>	2008	2009	2010	2011	2012
競争がない場合	19,480	20,266	20,743	21,254	22,141
競争がある場合	18,451	19,185	19,609	20,063	20,890
競争制限の帰属部分	\$ 1,029	\$ 1,081	\$ 1,134	\$ 1,191	\$ 1,251
競争制限協定に帰属する正味キャッシュ・フロー合計				\$ 9,463	
競争制限協定の繰越価額				\$ 7,440	

(出所) Mard et al. [2002], p105.

(6) デロイトトーマツ FAS 株式会社編 [2006], 77 頁。減損テストの対象であるレポーティング・ユニットとなり得る条件は、事業セグメントの構成要素が以下の要件を満たしている場合であるとされる。

- ・事業セグメントの構成要素が、個別の財務情報が入手可能なビジネスを構成している。
- ・事業セグメントの経営陣が定期的にその構成要素の業績を評価している。

- ③ のれんの減損テストは、[1]レポーティング・ユニットの公正価値をのれんを含むレポーティング・ユニットの帳簿価額と比較する、[2]のれんの公正価値（implied value of goodwill）を計算し、それをのれんの帳簿価額と比較するという2ステップのプロセスで行う。ただし、ステップ1でレポーティング・ユニットの公正価値が帳簿価額を上回っている場合は、のれんの減損は認められないのでステップ2は行わない。

ここで、レポーティング・ユニットの公正価値算定方法には、(1)市場株価法、(2)ディスカウント・キャッシュ・フロー法、(3)倍率法があるが、一般的には設例2で示したように(2)ディスカウント・キャッシュ・フロー法が適用される場合が多いといわれている（図表10を参照）。

図表10 レポーティング・ユニットの公正価値算定方法

市場株価法	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市場の取引相場価格が入手可能であれば、最善の公正価値の根拠となる。 ・しかし、個々の有価証券の市場価格は、レポーティング・ユニット全体の公正価値を表さない場合がある（コントロールプレミアムが発生することにより、レポーティング・ユニットの公正価値がその時価総額を上回ることがあり得る）
ディスカウント・キャッシュ・フロー法	<ul style="list-style-type: none"> ・レポーティング・ユニットの公正価値の算定方法として最適であるケースが多い。 ・キャッシュ・フローの予測は、市場参加者がレポーティング・ユニットの公正価値算定の際に用いるであろう前提を踏まえたものである必要がある。
倍率法	<ul style="list-style-type: none"> ・公正価値算定の目的に一致している場合に限り、利益や売上高を用いた倍率による評価方法を用いてもよい。 ・倍率法は、類似会社の業務や経済的性質に類似性が観察される場合には有効であるが、反対に、性質、範囲、規模等において類似性が見られない場合には適用すべきでない。

（出所）デロイトトーマツ FAS (株)編 [2006], 83頁。

(2) わが国における会計処理

ところでわが国では、企業結合により生じたのれんは正ののれんの場合、

負ののれんの場合のいずれも償却が必要である。したがって正ののれんについて減損テストのみを行い、負ののれんは計上されないアメリカの会計処理とは顕著に異なっている。

のれんの償却は、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する（「企業結合に係る会計基準」三・2・(4)）とされており、さらに「固定資産の減損に係る会計基準」にしたがった減損処理が必要となることもある。

なお、アメリカ基準を適用する一部の日本企業とわが国会計基準が適用されるそれ以外の日本企業で同一の取引を行っているにもかかわらず適用される会計ルールが異なるという問題があることをここで指摘しておきたい。

IV のれんの会計処理に関する考察

まず、企業結合時に生じるのれんを資産として計上する会計処理については、会計理論上で問題点が指摘されているが⁽⁷⁾、実証研究はのれんが投資者によって資産として認識されていることを示唆する結果を示している⁽⁸⁾。

次に、アメリカ基準（およびIFRS）は、企業結合時に資産計上したのれんを償却せずに減損テストのみを行う。これに対し、わが国は企業結合時に資産計上したのれんを20年以内に償却するとともに減損テストも行う。

ここでアメリカ基準がのれんの償却を廃止し、減損テストのみとした背景には、持分プーリング法を廃止してパーチェス法に一本化するための政策的な妥協があったという⁽⁹⁾。しかし財務会計基準審議会（FASB）は、その主

(7) 榊原 [2007] は、「企業結合のれん」については、単なる「期待」であり、検証不能であるので、資産の認識規準の一つである信頼性規準を満たさないと批判を容易に指摘できると述べている（60頁）。

(8) 例えば、McCarthy and Schneider [1995], pp.69-81 を参照されたい。大日方 [2002] は、これまでに行われた実証研究をふまえて「のれんの償却額を純利益に賦課しない理由はなく、のれんを資本に直接賦課して償却する会計処理は、むしろ投資家をミスリードする危険がある」と指摘されている（400頁）。

な理由として、のれんの価値の減少が不確定であること、償却よりのれんの減損テストの方がより有用な財務情報を提供できること、をあげている。

一方、実証研究によれば、投資者にとってのれんの償却費は株価に対して追加的な説明力を有さないため有用でないとする研究が複数提示されているのに対して、減損テストだけにするよりも、のれんを40年以内で償却することを義務づけていた改訂前のアメリカ基準の方が投資意思決定に有用であるとする研究も示されている⁽¹⁰⁾。

したがって、これまでの実証研究については、「会計上の形式的、画一的なのれんの償却パターンと、市場が評価している暖簾価値の減少パターンとのあいだにはズレがあり、のれんの償却についての情報は、事業資産の減価償却費ほど情報内容が明確ではなく、相当のノイズが含まれている」という解釈が示されている⁽¹¹⁾。

さらに、Watts 教授は、のれんが「減損している」かどうか毎期評価をする会計基準 (SFAS No.142) は、減損を評価するのに将来キャッシュ・フローの評価を要求するが、それらの将来キャッシュ・フローは検証可能でも契約にもとづくものでもないため、将来キャッシュ・フローにもとづく評価は操作されやすいと指摘している⁽¹²⁾。

また、会計理論上からも、買入のれんを償却しないのは追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しいという考え方に通じるとされ、問題とされている⁽¹³⁾。

ところでアメリカ企業について、平均を上回る、または下回る利益率は、10年以内に「正常な」レベルに戻る傾向があるという⁽¹⁴⁾。ROE やその他の

(9) (黄 [2005] 30 頁)。

(10) 例えば、Jennings et al. [1996], Moehrl, Reynolds-Moehrl and Wallace [2001], Jennings et al. [2001], Chambers [2006] などを参照されたい。

(11) (大日方 [2002] 400 頁)。

(12) (Watts [2003] p.217)。なお、この点については(村瀬 [2005] 107 頁)も指摘している。

投資利益率のこうした動きは、「平均回帰的 (mean-reverting)」と特徴づけられる。ここで高い ROE が下落しやすいのは、儲かるところには競争が起きやすいことを反映しており、低い ROE が上昇しやすいのは、資本が非生産的な事業から収益性の高い事業に流れ出すことを反映している⁽¹⁵⁾。

このような調査結果から、アメリカ企業ののれんは10年程度しか維持されない場合が多いのではないとも考えられる。しかしこのような一般的傾向に反して、長期にわたり、正常よりも高い、もしくは低い ROE を維持する企業もあるという⁽¹⁶⁾。

これまでの考察を踏まえて、のれんの償却および減損に関するアメリカとわが国の会計処理を検討することにしたい。まず、買入のれんの価値は時の経過により不可避免的に減少する場合がほとんどであると考えられるが正確には把握できない。そこで、わが国のように買入のれんを償却することでそのような経済的実態が近似的に表現されることになる。これは、買入のれんの価値を評価するのではなく、買入のれんの金額を配分する思考であるといえる。

一方、のれんを償却せず、減損テストを行うアメリカ基準 (および IFRS) は、償却ではなく減損テストによって買入のれんの価値の減少の経済的実態を表現しようとする。これは、買入のれんを配分するのではなく、買入のれんの価値を評価しようとする思考であるといえる。ところが Watts 教

(13) (伊藤 [2001] 75 頁)。伊藤教授は、「SFAS142 号は自己創設のれんを積極的に認めたとはいえ、のれんの非償却法を採用した結果として、買入のれんの減耗分を補完する部分についてのみ自己創設のれんの計上を容認することになったと解釈するのが適切であろう。いずれにせよ、自己創設のれんの計上部分が部分的・限定的にせよ会計基準において認められたといえるであろう」と述べておられる。

(14) (齊藤監訳 [2001] 259 頁)。

(15) 前掲書、258 頁および 260 頁。

(16) 前掲書、260 頁。こうした現象は、Wal-Mart 社のように維持可能な競争優位を反映している場合と、製薬会社などのように会計方法によって人為的にもたらされただけの場合 (研究開発の無形価値はバランスシートに計上されず、ROE の計算でも分母から除かれている) とがあるという。

授の指摘からも明らかなように、のれんの減損の測定は、検証不能な将来キャッシュ・フローに依存して行われており、操作される可能性を含むものである。したがって、現行の会計基準による減損テストでは、買入のれんの価値の減少の経済的実態が適正に反映されないケースが生じる恐れがある。

V むすびにかえて

アメリカの財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年9月のノーワーク合意を出発点として、両会計基準の差異を解消する取り組みを継続しており、企業結合会計についてはパーチェス法の適用に関する具体的な手続を定める第2フェーズの議論を行っているところであるという。

一方、わが国企業会計基準委員会（ASBJ）は、会計基準のコンバージェンスを進めるなかで企業結合会計に関する差異の解消について、次のような取り組みを行っている⁽¹⁷⁾。

まず、持分プーリング法については、2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）の同等性評価で最も厳しい補完計算書の作成が求められたことから2007年に市場調査を実施したうえで基準の改定を行うかどうか検討することになっている。

次に、のれんの償却については、CESRの同等性評価で補正措置の対象とされていないことから現時点で検討の対象とされていない。

続いて、負ののれんについては、補正措置による追加開示（開示B）が要求されたが、それら（負ののれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間）について2006年から適用された日本基準ですでに開示を要求している。

(17) 例えば、加藤 [2007]、荻原 [2007] を参照。なお、本稿で取り上げていない企業結合会計に関する差異として、企業結合の対価算定日（開示B）、取得研究開発、少数株主持分（開示A）、段階取得（開示A）、外貨建のれんの換算（開示A）がある。

ところで FASB と IASB は、2005年 6 月に企業結合会計に関する公開草案を共同で公表している。公開草案は、これまで採用されてきた購入のれん方式に代えて全部のれん方式を提案していることをはじめ、現行の会計基準と比べて様々な相違点が見られる。

したがって公開草案のゆくえは、わが国の企業結合会計にも大きな影響を及ぼすことが考えられるだけに今後の動向を注目していきたい。

参 考 文 献

- Chambers, Dennis J., “Is Goodwill Impairment Accounting under SFAS142 an Improvement over Systematic Amortization of Goodwill?,” *working paper*, Von Allmen School of Accountancy, University of Kentucky, 2006.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.141 : *Business Combinations*, 2001.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.142 : *Goodwill and Other Intangible Assets*, 2001.
- Jennings, Ross, John Robinson, Robert B. Thompson II and Linda Duvall, “The Relation Between Accounting Goodwill Numbers And Equity Values,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.23, No.4, 1996.
- 一, Mark LeClere and Robert B. Thompson II. “Goodwill Amortization And The Usefulness of Earnings,” *Financial Analysts Journal*, Vol.57, No.5, 2001.
- Mard, Michael J., James R. Hitchner, Steven D. Hyden, Mark L. Zyla, *Valuation for Financial Reporting : Intangible Assets, Goodwill, and Impairment Analysis*, SFAS141 and 142, Wiley, 2002.
- McCarthy, Mark G. and Douglas K. Schneider, “Market Perception of Goodwill : Some Empirical Evidence,” *Accounting & Business Research*, Vol.26, No.1, 1995.
- Moehrl, S. R., J. A. Reynolds-Moehrl and J. S. Wallace. “How Informative Are Earnings Numbers That Exclude Goodwill Amortization?” *Accounting Horizons*, Vol.15, No.3, 2001.
- Palepu, K. G., P. M. Healy, and V. L. Bernard, *Business analysis & valuation : using financial statements : text & cases*, South-Western College Publishing, 2000. (斎藤静樹監訳『企業分析入門 第2版』東京大学出版会, 2001年。)
- Watts, Ross L., “Conservatism in Accounting Part I : Explanations and Implications,” *Accounting Horizons*, Vol.17, No 3, 2003.
- 池田健一「企業合併の会計処理とわが国会計基準の問題点」『税経通信』第52巻第8号, 1997年。
- 伊藤邦雄「無形資産会計の諸相」中村忠編著『制度会計の変革と展望』白桃書房, 2001年。

- 大日方隆「利益の概念と情報価値（2）——純利益と包括利益——」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社，2002年。
- 荻原正佳「企業結合・連結会計——日本基準と国際会計基準の差異」『企業会計』第59巻第1号，2007年。
- 加藤厚「IASBとFASBの共同プロジェクト——関連する日本のプロジェクトへのインパクトの考察」『企業会計』第59巻第1号，2007年。
- 斎藤静樹『逐条解説 企業結合会計基準』中央経済社，2004年。
- 榊原英夫「のれんの本質と会計処理」『会計』第171巻第3号，2007年。
- 辻山栄子編『逐条解説 減損会計基準』中央経済社，2003年。
- デロイトトーマツFAS(株)編『M&A 無形資産評価の実務』清文社，2006年。
- 黄 捷「のれんの会計——償却から減損への転換について——」『経済科学』第53巻第1号，2005年。
- 村瀬儀祐「のれん・無形資産減損会計における公正価値概念の制度効果」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』森山書店，2005年。